

議案・報告

【 市長提案説明・市長報告 】

それでは、今定例会に提案いたしました人件費に係る補正予算及び条例改正以外の諸議案9件及び報告12件について、その概要を順次、ご説明いたします。

総務費では、戸籍法等の改正に伴い、戸籍及び戸籍の附票に氏名の振り仮名を追加するとともに、マイナンバーカードに氏名のローマ字表記を記載するため、必要となるシステム改修費用を計上いたしましたほか、前年度の補助事業等の精査に伴い、国県支出金等の返還金を計上いたしました。

民生費では、障害者の地域移行や自立生活に向けたグループホームや就労支援の利用が増加しているとともに、障害児の発達支援サービスにおいても、その利用が増加していることから、それぞれ、必要となる給付費用を増額いたしました。

衛生費では、埋立最終処分場の整備工事において、昨今の資材価格の高騰に伴い、契約条項、いわゆる、スライド条項に基づき、請負代金を増額いたしますほか、設計変更に伴う費用を増額計上いたしております。

農林水産業費では、スマート農業による農業経営の確立に向けて、地域の担い手が先端技術を取り入れたトマト用ハウスを整備するため、これを支援するための補助金を計上いたしました。

土木費では、国の補正予算を活用しまして、桑名北部東員線の詳細設計や測量をはじめ、福島深谷線の道路舗装や市内橋りょうの長寿命化などを進めてまいりますので、これらのために必要となる費用を計上いたしました。

このほか、西方西別所1号線において早期に浸水対策を講じることで、災害の発生予防・拡大防止が図られるため、これに必要な工事費用を計上いたしました。

消防費では、消防本部の高台移転を含む消防庁舎等再編整備事業について、実施設計の完了に伴い、総務費とともに事業費の整理を行いました。

このほか、消防力の低下を防ぐため、物損事故により運用不能となった高規格救急自動車を更新するための費用を計上いたしました。

教育費では、来年度から学級数の増加が見込まれるなど、必要となる小中学校に空調設備を追加設置するための費用を計上いたしました。

続きまして、歳入について申し上げます。

使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債につきましては、歳出事業に応じて、所要の額を計上いたしました。

繰越金につきましては、この補正予算の収支の均衡を図るため、前年度繰越金の残額を計上いたしまし

た。

なお、先月 29 日に成立した国の補正予算「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に盛り込まれました、低所得世帯の方々に対する給付金等の各種経済対策につきましては、政府が示す対象者や給付方法などの詳細を踏まえ、早期予算編成を行い、速やかに実行に移してまいります。

次に、議案第 106 号「令和 5 年度桑名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきましては、県から国民健康保険事業費納付金の確定額が示されてまいりましたので、これを整理いたしましたほか、令和 4 年度の給付費等の実績に伴い、国県支出金において超過額が発生いたしましたので、これを返還する費用を計上いたしました。

次に、議案第 107 号「令和 5 年度桑名市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」につきましては、令和 4 年度の給付実績等により、国県支出金の超過額が発生いたしましたことから、これを返還するための費用を計上いたしました。

次に、議案第 108 号「桑名市共同浴場条例の一部改正」につきましては、深谷共同浴場（さざれ湯）の休業日及び利用時間の見直し等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 109 号「和解及び損害賠償額の決定」につきましては、令和 3 年 7 月 20 日、桑名市新西方五丁目地内で発生いたしました公用車による交通事故の被害者に対する和解及び損害賠償額を決定するものでございます。

次に、議案第 110 号「市道の認定」につきましては、北別所地区の開発行為に伴う 1 路線の認定を行うものでございます。

次に、議案第 111 号及び議案第 112 号「公の施設の指定管理者の指定」につきましては、共同浴場 2 施設及び城東地区複合施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 113 号「地方独立行政法人桑名市総合医療センターが達成すべき業務運営に関する目標を定めること」につきましては、桑名市総合医療センターの第 4 期中期目標を定めることについて、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により議決を求めるものでございます。

以上、上程の各議案につきまして、大要をご説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、報告 12 件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、報告第 29 号「地方独立行政法人桑名市総合医療センター第 3 期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果の報告」につきましては、桑名市総合医療センターから提出された業務実績報告書をもとに、桑名市総合医療センター評価委員会から業務実績に関する評価に対する意見を聴取し、評価を行いましたので、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 30 号乃至報告第 39 号の専決処分の報告につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されているものについて、専決処分したもので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、それぞれ報告するものでございます。

まず、報告第 30 号乃至報告第 33 号につきましては、和解及び損害賠償額の決定に関し専決処分したものでございます。

次に、報告第 34 号乃至報告第 38 号につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関し専決処分したものでございます。

次に、報告第 39 号につきましては、議会の議決を経て締結した「桑名市埋立最終処分場整備工事」の契約金額の変更及び期限の延長に関し専決処分したものでございます。

次に、報告第 40 号「議決事件に該当しない契約の変更」につきましては、「西部水源地浄水池更新工事」の契約金額を変更する契約を締結したことから、「議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例」第 2 条第 1 項の規定により、報告するものでございます。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の市長提案説明及び市長報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。
(会議録が正式な発言記録となります。)